

簡易専用水道優良検査機関認定制度

(一般社団法人全国給水衛生検査協会)

当協会では、平成22年3月11日簡易専用水道優良検査機関認定制度の認定委員会において、(社)愛知県薬剤師会及び(財)静岡県生活科学検査センターの2機関について、認定審議を行い承認されました。

授与式は、平成22年3月30日(火)16時30分から東京都港区虎ノ門の(財)日本環境衛生センター東京談話室で行われました。

奥村会長から(社)愛知県薬剤師会及び(財)静岡県生活科学検査センターに対し、簡易専用水道優良検査機関認定証を授与いたしました。



第1回簡易専用水道優良検査機関認定証授与式

1. 日 時：平成22年3月30日(火)16時30分～17時(理事会終了後)
2. 場 所：(財)日本環境衛生センター東京談話室(東京都港区虎ノ門1-5-8)
3. 出席者：認定証第1号：(社)愛知県薬剤師会生活科学センター所長 山崎和男
認定証第2号：(財)静岡県生活科学検査センター理事、副所長 青木隆生
奥村会長、当日理事会に出席した理事
事務局：鈴木事務局長、大和田係長
4. 授与式：① 奥村会長挨拶
② 認定審査報告(鈴木事務局長)
③ 認定証の交付(奥村会長読み上げ、各機関へ手渡し)
④ 記念撮影(各機関ごと、参加者全員)
⑤ 授与式の終了解散

5. 奥村会長のコメント：

このたび、当協会が行う簡易専用水道優良検査機関制度の初めての認定が行われ、二つの検査機関が認定を受けられたことに対し、制度を主宰するものとして、心からうれしく思っています。この制度の創設に関して、企画を始めてから既に4年を超える準備期間を経っていますが、この準備に携わった皆様方のご苦勞に深く敬意を表しますと共に、当協会に参加されている簡易専用水道検査を行うすべての検査機関がこの認証を受けられることを心から期待したいと思います。私ども貯水槽水道検査に携わる登録検査機関は、安全で安心なおいしい水を国民に届ける、その最後の守り手とも言うべき立場にあります。すなわち、水道事業体を始め、水道関係者の努力の結晶である、安全で安心な、おいしい水を、最後のチェックを経て送り届けるのが私どもの役割ではないかと思えます。このような重大な使命を、国民の期待と信頼に応えつつ、今後とも適切に果たしていけるよう、協会としても、引き続き、努力して参りたいと思えます。

認定証第1号機関（社）愛知県薬剤師会生活科学センター 山崎所長のコメント：

当検査機関は、検査の信頼性を高めるべく、検査職員の研修の充実と検査管理体制の強化に努めてまいりました。今後ともお客様に信頼され、満足していただける検査機関として努力を重ねてまいります。

認定証第2号機関（財）静岡県生活科学検査センター 青木理事のコメント：

簡易専用水道検査機関として検査の信頼性の確保を図ることが非常に重要であるため、現在おこなっている業務管理について第三者による検証の必要性を感じていました。平成21年度に一般社団法人全国給水衛生検査協会が優良検査機関認定制度を開始したことから、即座に審査の申し込みを行いました。今回、優良検査機関として認定していただき、今まで検査機関として努力してきたことが間違っていなかったことが証明され感謝いたします。優良検査機関として認定されたことで安心することなく、今後も貯水槽水道の安全衛生の確保に貢献できるようなお一層努力してまいります。

参考資料

簡易専用水道優良検査機関認定制度について

一般社団法人 全国給水衛生検査協会

1 趣旨

水道法に基づく簡易専用水道の検査は、国民の水の安全、安心を担保する観点から水道法に基づき、適切な検査を実施する機関として、厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関のみが行うこととなっている。

当協会は、登録検査機関の唯一の全国組織として、登録制度の趣旨に則り、登録検査機関の検査等の運営が実質的に信頼に足るものとして優良に行われ、適切に維持されていることを認定する制度として、「簡易専用水道優良検査機関認定制度（略称G I P）」を創設し、国の施策と相まって、水の安全、安心の向上に資する。

2 認定の内容

- (1) この制度は、協会が実施する。
- (2) 協会は、国の定める登録内容に一定の上乗せを行った基準に従い、当該検査機関が優良な検査機関であることを認定するとともに、外部監査により登録検査機関としての適切な運営が維持されていることを確認する。
- (3) 認定は、書面及び実地により行う。
- (4) 認定の期間は、3年間とし、更新審査を受けて、更新できる。
- (5) 認定を受けた機関は、協会の行う外部監査を3年に1回以上受けるものとする。

3 運営委員会の設置

- (1) 協会は、この制度が適切に実施されるよう、その内部に学識経験者、行政機関の関係者、関係団体の関係者、認定センター長からなる簡易専用水道優良検査機関認定制度運営委員会を設置し、その指導の下にこの制度を実施する。
- (2) 同様の趣旨から、協会は、内部に苦情処理委員会及び内部監査員を設置して、運営する。

4 費用負担

- (1) この制度は、参加者に大きな負担をかけないよう、できるだけ簡素で、効率的な仕組みを旨とする。
- (2) 参加者の費用負担は、別紙「簡易専用水道優良検査機関認定制度の概要」のとおり。

5 制度の普及

この制度は、できるだけ多くの登録検査機関の参加ができるよう、その理解の醸成に努めるとともに、国や地方公共団体、民間のビル、マンション関係の団体にもご理解をいただき、所期の実効が挙がるよう、広く普及に努める。

6 制度の実施時期

この制度の受付は、平成21年2月10日から開始し、受付窓口は、以下のとおり。
一般社団法人全国給水衛生検査協会 事務局 〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町 10-6
TEL044-270-4375 FAX044-270-4376 E-mail info@kyueikyo.jp
URU <http://www.kyueikyo.jp/>

7 制度の概要

制度の詳細は、別紙「簡易専用水道優良検査機関(略称「GIP」)認定制度の概要」のとおり。

簡易専用水道優良検査機関(略称「GIP」)認定制度の概要

1. 制度の内容

- (1) この制度は、一般社団法人全国給水衛生検査協会（以下、「協会」といいます。）が簡易専用水道検査の登録検査機関に関し、国の登録基準に一定の上乗せを行った審査基準（簡易専用水道優良検査機関規範）に従って審査を行い優良検査機関の認定を行うとともに、認定後についても、認定を受けた機関に対し、協会による外部監査の受検を求めることにより適切な運営が維持されていることを確認しようとするものである。
- (2) 認定の有効期間は、3年間とし、更新審査を受けて更新することができる。
- (3) 国の登録基準に対する主な上乗せ事項は次のとおり。
 - ① 検査員は、協会の認定検査員講習会を修了していること。
 - ② 協会の優良検査員講習会を修了した優良検査員が3名以上置かれていること。
 - ③ 協会の管理技術者講習会を修了した管理技術者が1名以上置かれていること。
 - ④ 検査員の内部研修は、年4回以上定期に実施されていること。
 - ⑤ 協会が実施する外部精度管理調査へ、毎年度、検査員2名以上が参加すること。
 - ⑥ 協会の実施する外部監査を3年に1回以上受けること。

2. 認定の組織

(1) 運営委員会

この制度が適切に実施されるよう、協会に運営委員会を設置する。運営委員会は、学識経験者、行政機関の関係者、関係団体の関係者、認定センター長で構成され、現在の運営委員会の構成メンバーは、次の方々である。

委員長	早川 哲夫	麻布大学大学院教授
委員	桃井 宏之	横浜市健康福祉局生活衛生課長
委員	三浦 明	(社)日本水道協会工務部技術課副主幹
委員	青木 隆生	協会簡易専用水道検査技術委員長

(2) 認定委員会等

認定業務を実施するため、次の組織を設置する。

① 認定委員会

協会に認定委員会を置き、認定に係る審査の評価、認定の決定を行う。認定委員会は、認定センター長、認定チーム員3名、認定審査員3名（審査対象外の者）で構成される。

② 認定センター

- ア. 認定の実務に当たる組織として、認定センターを置く。認定センターは、認定センター長、認定チーム員 3 名、認定審査員 17 名で構成される。
- イ. 認定センター長は、認定チーム員を指揮し、認定実務の整理を行う。認定センター長は、協会の簡易専用水道技術委員長をもって充て、認定チーム員は、協会の簡易専用水道検査技術委員の内から協会会長が委嘱する者をもって充てる。
- ウ. 認定審査員は、認定審査を行う。認定審査員は、協会が開催する簡易専用水道検査管理技術者講習会を修了した者で、協会が開催する認定審査員講習会を修了した者を充てる。

(3) 外部監査員

この制度の認定を受けた登録検査機関が、登録申請文書どおりに維持運営されているか否かを確認するため、協会に外部監査員を置き、外部監査員が監査を行う。

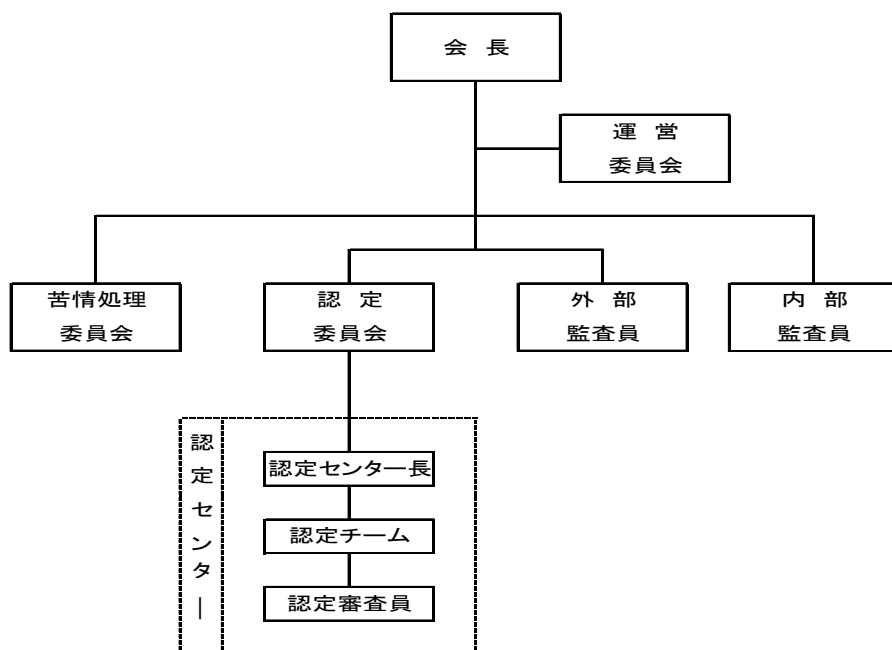
(4) 苦情処理委員会

この制度を適切に実施するため、協会に苦情処理委員会を置く。委員会は、優良検査機関の認定及び登録検査機関の外部監査の業務に係る苦情処理を行う。

(5) 内部監査員

この制度を適切に実施するため、協会に内部監査員を置く。

(6) 簡易専用水道優良検査機関認定制度の組織体系は下図のとおり。



3. 審査手数料

各審査手数料は以下のとおり

(1) 認定審査

認定審査手数料（別表1）のとおり

(2) 更新審査

更新審査手数料（別表2）のとおり

(3) 外部監査

外部監査手数料（別表3）のとおり

別表1 認定審査手数料表

区 分		手数料金
1	申請手数料	10,000円
2	基本手数料	50,000円
3	書類審査	50,000円
	現地審査	80,000円
4	認定証発行手数料（1通につき）	10,000円
手数料計		200,000円

別表2 更新審査手数料表

区 分		手数料金
1	更新申請手数料	10,000円
2	更新基本手数料	50,000円
3	更新審査手数料（現地審査）	80,000円
4	更新審査認定証発行手数料（1通につき）	10,000円
手数料計		150,000円

別表3 外部監査手数料表

区 分		手数料金
1	書類審査	50,000円
	現地審査	100,000円
2	報告書再発行手数料（1通につき）	10,000円
手数料計		160,000円